

令和7年度長崎県直売所サミット運営業務委託落札者決定基準

1 落札者の決定方法

- (1) 入札参加者は「提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価の方法によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、提案評価点の高い入札者を落札者とする。さらに、提案評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、この入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、総合評価点の最も高い者と見積の協議を行う場合がある。
- (4) 落札者が、落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- (5) 落札者が、落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合または受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消す。この場合、次順位者を落札者とする。

2 総合評価の方法

- (1) 総合評価点は、入札書が無効でない者について次の算式により算定する。

総合評価点＝提案評価点＋価格評価点

- (2) 提案評価点と価格評価点の配点は次のとおりとする。

提案評価点200点（基礎点50点＋加算点150点）

価格評価点100点

- (3) 提案評価点は、提案書により次の項目について評価を行う。

① 事業内容及び実施方法 150点

② 事業実施主体の適格性 50点

- (4) 基礎点と加算点の考え方について

提案評価点は基礎点と加算点に区分する。また、提案評価点の評価の詳細については別紙評価基準表のとおりとし、複数名の審査員が審査を行う。

評価基準表中の「必須項目」については、県が提案書に求める最低限の要求水準であることから、1項目でも最低基準を満たしていない場合、提案書は失格とし、総合評価点は与えない。

なお、基礎点を満たしている提案書であっても、各評価項目の加算点が次表の点数に満たない場合は失格とし、総合評価点は与えない。

<加算点の失格基準>

評価項目	点数
実施方法の妥当性	25点
提案内容及びその効果	20点
業務実施体制の適格性	10点

① 必須項目の審査(基礎点)

必須項目において、過半数を超える審査員が最低限の要求基準を満たしていないとした場合は、提案書は不合格とする。

② 必須項目以外の審査(加算点)

各審査員はそれぞれの提案書を評価基準の細目ごとに評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。なお、3段階評価又は5段階評価は次表のとおりとする。

<3段階評価>

評価区分	評価	採点
A	優れている	配点×1.00
B	普通	配点×0.5
C	良くない	配点×0

<5段階評価>

評価区分	評価	採点
A	大変優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	あまり良くない	配点×0.25
E	良くない	配点×0

※ 平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

(5) 価格評価点は次の算式により算定する。

なお、入札価格が入札書比較価格を超過している場合は、評価しない。

価格評価点=100点×(1-入札価格×1.10/予定価格)

※ 算定の結果端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。